

【情報通信機器を用いた診療に関するお知らせ】

当院では、「オンライン診療の適切な実施に関わる指針」を遵守し、オンライン診療を実施しております。

ただし、初診からオンライン診療を受ける場合、以下の処方については行うことができません。

- ・ 麻薬及び向精神薬の処方
- ・ 基礎疾患等の情報が把握できていない患者様に対する、特に安全管理が必要な薬品の処方
- ・ 基礎疾患等の情報が把握できていない患者様に対する8日以上の処方

【後発医薬品使用に関するお知らせ】

当院では後発医薬品（ジェネリック医薬品：先発医薬品と同じ成分を含み、同じ効果が期待できる医薬品）の使用に積極的に取り組んでおります。

医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の代替品の提供や容量・投与日数などの処方変更に関して適切な対応を行います。

ご不明な点などございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。

ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。



40歳以上のみなさん！

マイナンバーカードを持ってきていただければ /
当院では過去の健診情報に基づいた
診療を行えるようになりました！

※患者本人にて同意いただく必要があります



詳しくは特設ページでご確認ください

マイナンバーカード 保険証

検索

https://myrna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html



【医療DX推進体制整備加算に関するお知らせ】

当院では医療DXを推進するために、以下の取り組みを行っています。

【当院の取り組み】

- (1) オンライン請求を実施しています
- (2) オンライン資格を確認するための体制を有しています
- (3) オンライン資格確認等システムから取得した診療情報を閲覧・活用できる体制を有しています
- (4) マイナ保険証を利用できる環境を整備しています
- (5) マイナ保険証の利用に関するポスターを掲示しています

以下については経過措置期間のため、期間満了までに整備する予定です。

- (1) 電子処方箋を発行する体制
- (2) 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制

2024年6月の診療報酬改正に伴い、医療DX推進体制整備加算を月1回に限り加算いたします。

ご理解のほど、よろしくごお願い申し上げます。

マイナンバーカードの健康保険証利用 診療/薬剤・特定健診等情報について

マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、「マイナ受付」で患者ご本人が同意をすれば、医師があなたの**診療/薬剤・特定健診等情報**を閲覧すること※が可能になりました。

※ 同意に基づいて、医療機関からオンライン資格確認実施機関に診療/薬剤・特定健診等情報を照会し、医療機関へ提供されます。

どんないいことがあるの？

初めての医療機関でも、今までに使った正確な薬の情報やご自身の過去の受診歴・診療情報を踏まえた健康状況が医師と共有できることで、健康・医療に関する多くの情報に基づいた、より良い診療を受けることが可能となります。

診療/薬剤情報って？

医療機関を受診した際の過去の診療情報および医療機関で投与されたお薬や薬局等で受け取った過去のお薬の情報です。

※薬剤情報には注射・点滴等も含まれます。

医師が閲覧可能な情報項目

- 受診者情報
- 過去の診療情報※（医療機関名、受診歴、診療年月日、診療行為名など）
※ 2022年6月以降に提出されたレセプトから抽出した診療行為の情報が参照可能（2021年9月以降に行われた診療行為に限る）
※ 診療行為名は、放射線治療、画像診断、病理診断、医学管理等、在宅医療のうち在宅療養指導管理料、処置のうち人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流、手術（移植・輸血含む）、入院料のうち短期滞在手術等基本料が対象
- 過去のお薬情報※（医療機関・薬局名、調剤年月日、医薬品名、成分名、用法、用量など）
※ 2021年9月以降に診療したのものから3年分の情報が参照可能

特定健診情報って？

40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行われる健診結果の情報です。

※ 75歳以上の方の健診情報は、後期高齢者健診情報です。

医師が閲覧可能な情報項目

- 受診者情報
- 特定健診結果情報※
- 質問票情報(服薬・喫煙歴等)※
- メタボリックシンドローム基準の該当判定※
- 特定保健指導の対象基準の該当判定※

※ 2020年度以降に実施したのものから5年分の情報が参照可能

メタボ健診とも呼ばれているよ。



【医療情報取得加算に関するお知らせ】

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

区分	マイナ保険証利用 (情報取得同意)	点数
初診	する	1点
	しない	3点
再診 (3月に1回)	する	1点
	しない	2点

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。

令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。**
- この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)
に関する基本的なこと



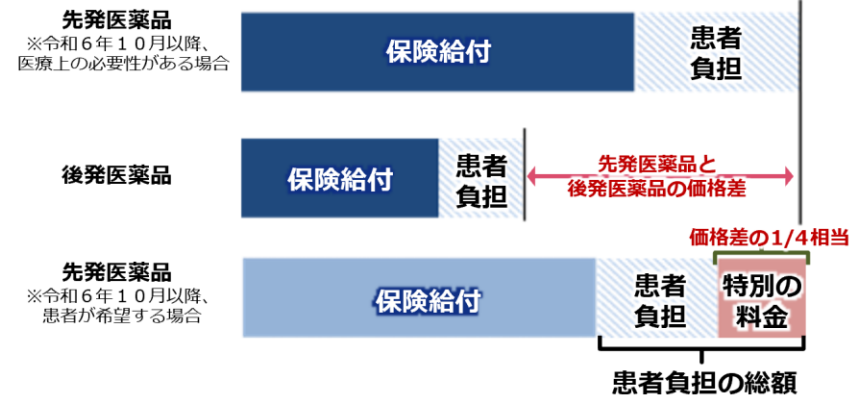
※QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、
差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
※端数処理の関係などで特別の料金が1分の1ちよどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省Pをご覧ください。
※後発医薬品がくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
※薬剤料以外の費用(診療・調剤の費用)はこれまでと変わりません。

Q&A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

A. いゆる長期収載品(ちょうきしゅうさいひん)と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはならないのですか。

A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるのではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うこととなりますか。

A. 例えば、「使用感」や「味」など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。